

施設貸し出し等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月29日改定

(公財)和歌山県スポーツ振興財団事務局

【感染防止のための基本事項】

1 感染リスクが高くなると考えられている

- ①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、
- ②密集場所(多くの人が密集している)、
- ③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)の
いわゆる「三つの密」を回避するために次の2点に留意する。

- (1) 人との接触を避け、対人距離(2m)を確保できるようにする。

※ホールや会議室等では、四方を空けた席配置を心がける

- (2) 利用者数の制限を設ける。

(目安)屋内:100人以下、かつ収容定員の50%以内の参加人数

屋外:200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること(できるだけ2m)

※国の定めた「イベント開催制限の段階的緩和の目安」に基づき、今後順次緩和していく。

2 感染リスクを軽減させるために、6月1日から6月18日までの間、5都道県

(北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)からの利用者の自粛をお願いする。

3 職員、利用者ともに、適切な感染防止対策としての咳エチケット、マスク着用、

手洗い・手指の消毒、室内の換気等を徹底する。

【利用者として留意していただく事項】

- (1) 参加者の体温管理や衛生管理(マスク着用や手指消毒の奨励)を実施していただく。

※37.5度以上の発熱(または平熱比1度超過)の場合は参加を自粛いただく。

体調がよくない場合(咳・咽頭痛、だるさ、息苦しさ、臭覚・味覚異常等)も自粛いただく

- (2) 利用者に対して、入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、

イベント前後の交流の場等を極力控えるよう協力していただく。

- (3) 事前に密集状況が生じないように余裕を持った休憩時間を設定し、

トイレなどの混雑緩和に努めていただく。

- (4) 利用者同士が大声で会話したり声援したりしないように注意していただく。

- (5) 使用する用具については極力個人で準備し、貸し借りや共用は避けていただく。

- (6) 感染拡大防止等に寄与する目的から、

参加者名簿を作成し連絡先等を把握していただく。

- (7) バスでの送迎がある場合は、密集しないように人数制限して運行いただく。

【施設ごとの貸し出しに際して留意すべき事項】

《多目的ホール・展示場・会議室等》

- (1) 開催する催し物(イベント)については、
大声での発声、歌唱等を伴わないものに限定する。
- (2) 参加人数については、各施設の設けた制限人数内としていただくとともに、滞在時間についても長時間にならないよう配慮を求める。
- (3) 対面しない横並び着席(座席レイアウトの変更)を推奨する。

《スポーツ施設》

- (1) **当分の間、接触プレイを伴う利用への貸し出し中止を継続する。**
また、活動中の発声を控えていただく。
※「三つの密」の回避や常時換気が行える環境等で実施することを条件とし、
この条件が満たせない場合は、利用を控えていただくこととする。
- (2) 利用は事前予約に限るとともに、利用目的や人数等を確実に把握しておくようにする。
- (3) **更衣室、シャワールームは人と人との接触を避けるための工夫を行って使用を許可する。**
- (4) 接触感染の恐れのある箇所や貸し出し物品等については、利用者が入れ替わるタイミング等を見計らって消毒を行う。